

令和6年度愛媛県ＬＰガス料金高騰緊急対策支援事業費補助金交付規程

（概要）

第1条 一般社団法人愛媛県ＬＰガス協会（以下「協会」という。）は、国際情勢を背景としたエネルギー価格高騰が長期化している中、ＬＰガス料金高騰の影響を受ける生活者及び事業者を緊急的に支援するため、ＬＰガス販売者からの申請に基づき、令和6年度愛媛県ＬＰガス料金高騰緊急対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付する。

（事務局）

第2条 本事業における補助金の交付等に係る事務を遂行するため、協会に愛媛県ＬＰガス料金高騰緊急対策支援事業事務局（以下「事務局」という。）を置く。

（補助対象者及び値引き対象期間）

第3条 補助金を交付するＬＰガス販売者（以下「補助対象者」という。）は、令和7年3月使用分及び4月使用分までの二月分のＬＰガス料金について、別表1の内容により愛媛県内のＬＰガスの需要家（公共施設を除く。）に対して値引きを行うＬＰガス販売者（愛媛県外に所在し、愛媛県内のＬＰガスの需要家に対してＬＰガス料金の値引きを行うＬＰガス販売者を含む。）とする。

2 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある者
- （2）前号に掲げるもののほか、支援金の趣旨・目的に照らして知事が特に除外すべきものと認める者

（補助対象経費及び補助率）

第4条 補助対象経費及び補助率は、別表2で定めるもののうち、知事が必要かつ適当と認めたものとする。

（計画の認定）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、認定申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、令和7年3月31日までに事務局に提出し、事業計画の認定を受けなければならない。

2 事務局は、前項に規定する認定申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは計画の認定を決定し、速やかに計画認定通知書（様式第1－3号）により補助対象者に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第6条 前条の規定による認定の通知を受けた者（以下「認定販売者」という。）が実施事業の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ変更認定（中止）申請書（様式第2号）を事務局に提出しなければならない。

2 事務局は、前項の規定による変更認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは変更認定の決定を行い、変更認定通知書（様式第2－1号）により認定販売者に通知するものとする。

3 第1項の規定による中止申請書を事務局が受理したときは、第5条第2項の規定による認定は、効力を失うものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 認定販売者は、補助金の交付を受けようとするときは、暦月毎に補助金交付申請書兼請求書（様式第3号）を事務局に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書兼請求書は、実績報告書を兼ねるものとする。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第8条 事務局は、前条の規定による補助金交付申請書兼請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、速やかに補助金交付決定通知書（様式第3-1号）により認定販売者に通知するものとする。

2 事務局は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

3 第1項の通知は、額の確定通知を兼ねるものとする。

（申請の取下げ）

第9条 認定販売者は、前条の交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を事務局に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（補助金の交付）

第10条 事務局は、第8条の規定による補助金の交付決定及び額の確定を行った場合は、当該対象LPガス販売者（以下「交付決定販売者」という。）に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し等）

第11条 事務局は、交付決定販売者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、事務局はその全部又は一部の返還を求めることができる。

（1）この要領又は補助金交付の決定の際に付した条件に違反したとき

（2）事務局に提出した書類に虚偽の記載があったとき

（3）補助金を交付する目的に著しく反する行為があったとき

（4）前各号のほか、業務に関する法令違反など、交付決定販売者として相応しくないと認められたとき

（関係書類の保管）

第12条 交付決定販売者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第13条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事と協議の上、事務局が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年1月10日から施行する。

別表 1

需要家の区分	値引きの内容
一般家庭	1,000円／月
業務用施設	対象月の使用量に応じて次の値引きを適用 300m ³ ／月未満 1,000円／月 300m ³ ／月以上 3,000m ³ ／月未満 10,000円／月 3,000m ³ ／月以上 100,000円／月

別表 2

補助対象経費	補助率														
1. L P ガス料金の値引き原資	10 分の 10														
2. 事務経費	L P ガス販売者が値引きを行う需要家の総数（値引きを行う二月のうち最大値）を区分に照らして応じた金額 <table> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>100 人未満</td><td>10,000 円</td></tr> <tr> <td>100 人～499 人</td><td>60,000 円</td></tr> <tr> <td>500 人～999 人</td><td>80,000 円</td></tr> <tr> <td>1,000 人～1,999 人</td><td>120,000 円</td></tr> <tr> <td>2,000 人～9,999 人</td><td>250,000 円</td></tr> <tr> <td>10,000 人以上</td><td>300,000 円</td></tr> </table>	区分	金額	100 人未満	10,000 円	100 人～499 人	60,000 円	500 人～999 人	80,000 円	1,000 人～1,999 人	120,000 円	2,000 人～9,999 人	250,000 円	10,000 人以上	300,000 円
区分	金額														
100 人未満	10,000 円														
100 人～499 人	60,000 円														
500 人～999 人	80,000 円														
1,000 人～1,999 人	120,000 円														
2,000 人～9,999 人	250,000 円														
10,000 人以上	300,000 円														